

平成 2 6 年

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成26年第2回定例教育委員会日程

日 時 平成26年2月25日（火）午後2時から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名
北嶋 扶美子

日程第2 議 案

議案第1号 教育委員会の点検・評価報告書の提出について（総務課、各課）

議案第2号 平成26年度我孫子市教育施策の策定について（総務課、各課）

議案第3号 我孫子市小中一貫教育基本方針の策定について（指導課）

議案第4号 我孫子市指定文化財の指定について（文化・スポーツ課）

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	教育委員会の点検・評価報告書の提出について	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(別冊)	
議案第 2 号	平成 26 年度我孫子市教育施策の策定について	・ ・ ・ ・ ・ 3
議案第 3 号	我孫子市小中一貫教育基本方針の策定について	
	(別冊)	・ ・ ・ ・ ・ 13
議案第 4 号	我孫子市指定文化財の指定について	・ ・ ・ ・ ・ 14

議案第 1 号

教育委員会の点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定により、平成 24 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので議会に提出するとともに公表する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 倉部俊治

提案理由

平成 24 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので提出するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年 4 月 5 日（教）規則第 2 号）

（議決事項）

第 7 条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

略

(21) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。

議案第 2 号

平成 26 年度我孫子市教育施策の策定について

平成 26 年度我孫子市教育施策を次のように定める。

平成 26 年 2 月 25 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 倉部俊治

提案理由

平成 26 年度における教育行政の施策を定めたいので提案するものです。

『我孫子市教育施策』は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら社会全体で「生きる力」をより一層育み、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、生涯学習の実現」を目指していきます。

平成26年度我孫子市教育施策

【基本方針】

個性を尊重し、互いに学び合う、生涯学習の実現

【目標】

I.市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

重点施策1. 生涯学習の機会の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

- 鳥の博物館の教育普及事業の拡充
- 図書館サービスの拡充、市民の読書活動の推進
- 公民館学級・講座の拡充
- 出前講座・学習相談の拡充

(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習内容の充実

- 時代の変化や地域の課題に対応し、市民のニーズが高いテーマを学習する機会の提供
- まちづくりにつながる市民の自主的な学習活動の支援
- 学習の成果が、市民活動団体の育成と活性化につながる社会教育の推進

(3) 生涯学習施設の整備・充実

- 公民館、図書館、鳥の博物館などの施設の充実
- 生涯学習拠点施設の整備の検討
- 既存施設の有効活用

重点施策2. 生涯学習体制の整備

(1) 市民の学習活動を支える体制の整備

○生涯学習推進計画に基づく施策の推進

○あびこ楽校協議会事業の推進

○生涯学習相談体制の整備・充実

○企業や大学との連携強化

○生涯学習事業の情報収集と活用

(2) 市民の学習を支える人材の確保と活用

○出前講座や人材バンクの整備・充実

○生涯学習ボランティアの育成及び活動の場の整備

重点施策3. スポーツの振興

(1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

○スポーツ施設の適正な維持管理

○民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進

(2) 生涯スポーツの推進

○スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援

○地元出身のスポーツ選手など優秀な人材を生かしたスポーツ指導者の養成

(3) スポーツを楽しむ機会の充実

○地元企業や大学と連携したスポーツ教室や市民体育大会等のスポーツイベントの開催

○広報活動の充実

II. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

重点施策1. 学校教育の充実

(1) 心身ともに健康な児童・生徒の育成

○思いやりのある豊かな心，社会性を育む規範意識を醸成する人権教育及び道徳教育の充実

○健やかな身体づくりと生活習慣確立のための食育と健康教育の推進

○心身の発達を促す教育活動全体を通じた学校体育の充実

○安全・情報モラル教育の推進

(2) 確かな学力の育成

- 体験活動や問題解決的な学び合いを通して実感し理解できる学習過程の確立
- 基礎的・基本的な知識の習得支援と思考力・判断力・表現力の育成
- 学習意欲を向上させるための個に応じたきめ細かな指導方法の工夫
- 主体的な学びを支える学級経営の支援（Q-Uⁱの活用）と指導力の向上
- 全員がわかる、理解できるユニバーサルデザインⁱⁱの視点をもった授業の工夫
- 外国語教育・活動におけるALTの活用及び指導力の向上

(3) 教育相談・支援体制の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進
- 適応指導や生徒指導を充実させるシステム（Q-Uの活用）の構築と相談体制の整備
- 不登校予防や解消に向けた支援体制と関係機関との連携強化
- 外国人・帰国児童生徒への日本語支援体制の整備

(4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

- 学校内の放射線量等の測定と給食食材等の放射性物質検査の継続
- 災害時における児童・生徒の安全確保と防災体制・防災教育の充実
- 幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行や「小1プロブレムⁱⁱⁱ」の解消などに向け、幼保小連携の推進
- 幼稚園・保育園・小中学校との交流と連携の推進
- 体育館の耐震化やICT^{iv}機器の更新など、施設や設備、教育機器などの整備と充実

(5) 信頼される学校づくりの推進・教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

- 子どもと向き合う時間の確保
- 学校評価の活用と充実
- きめ細かな情報の発信と保護者、地域への丁寧な説明
- 教職員全員で取り組むモラールアップ委員会の充実

(6) 小中一貫教育の推進

- 学力向上や「中1ギャップ^v」の解消を目指す、9年間を見通した小中一

貫教育の推進

○小中学校の円滑な接続を重視した中学校区の実態に応じた小中一貫教育の充実

○基本方針をもとにした9年間の学びと生活をつなぐカリキュラムの作成

重点施策2. 地域に根ざした教育の充実

(1) 地域全体で学校教育を支えるしくみづくり

○学校教育への地域資源活用の推進

○学校教育における家庭・地域との連携と意見反映

○地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援

○学校支援地域本部事業^ⅳの推進

○地域の教育力を生かす小中一貫教育の推進

(2) 地域に密着した学習の場の提供

○社会のしくみを知り、勤労観・職業観を育成するキャリア教育の充実

○家庭・学校・地域が連携した学習環境づくりの推進

○地域に関する資料を活用した学習の推進

重点施策3. 子どもの成長・自立への支援

(1) 子どもの健やかな成長を促す場や機会の充実

○青少年育成団体への支援と連携を強化した体験学習の推進

○子ども達が安心して過ごすことのできる場所や機会の確保

(2) 非行防止活動と悩み相談体制の充実

○街頭パトロール及びネットパトロール^ⅳ等の実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進

○市民への正確で迅速な情報提供

○関係機関との連携強化による相談活動の充実

○就学支援体制の充実

(3) 子ども部との連携強化

○障がいのある児童生徒の支援体制の充実

(4) いじめ問題への対応

○基本的な方針に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消、その後の子ども達への心のケアやフォローアップなどきめ細かな取組の推進

- 学校、教育委員会、市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実

Ⅲ.文化芸術活動への支援と地域文化の継承

重点施策 1. 文化芸術の振興

(1) 文化芸術活動への支援・環境整備

- 共催及び後援事業による文化芸術活動の充実
- 既存施設の効率的利用の促進
- 新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究

(2) 新たな文化芸術活動の創出

- 文化芸術活動や団体に関する情報の発信
- 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実
- 我孫子の自然や風土をいかした新たな活動への支援

重点施策 2. 地域文化の保存と継承

(1) 生活文化・郷土芸能の保存と継承

- 生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究
- 生活文化や郷土芸能の情報発信の充実
- 生活文化や郷土芸能の後継者の育成

重点施策 3. 歴史的・文化的遺産の保存・活用

(1) 歴史的・文化的遺産の整備・活用

- 指定文化財制度や登録文化財制度による文化財の保存・活用
- 手賀沼文化拠点整備計画に基づく整備・活用の推進

(2) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

- 埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進
- 埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

(3) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

- 歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保
- 地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

ⁱ Q-U（学級診断尺度調査）：Questionnaire-Utilitiesの略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用ができます。我孫子市では、小学校は、3・5・6年生、中学校は、1・2年生で実施します。

ⁱⁱ 学力の優劣や発達障害等の有無に関わらず、すべての児童生徒が「楽しくわかる・できる」ことを目指し教科指導における工夫や様々な子どもへの配慮を駆使して行う授業。

ⁱⁱⁱ 小学校に入学したとき、生活リズムや学習内容になじめず、集団行動がとれない、席に座ってられないなどの行動が継続する状態です。

^{iv} ICT（情報コミュニケーション技術）：Information and Communication Technologyの略。市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、プロジェクタ、デジタルカメラ、プレゼンテーションソフトなどのICTが、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用しています。

^v 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象です。

^{vi} 学校長、教職員やPTAなどの関係者を中心とする「学校支援地域本部」を設置し、その下で地域住民を学校支援ボランティアとして、学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。

^{vii} 千葉県では平成23年度から、我孫子市でも平成24年度から青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施し、青少年の利用頻度が高いサイトを監視することで、その防止に努めています。

平成26年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 I 市民が生涯にわたって生き生きらすための学習の実現

	改定後(26年度)	改定前(25年度)	改定事由
重点施策1.生涯学習の機会の充実			
(1)	<p>(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実 ○鳥の博物館の教育普及事業の拡充 ○図書館サービスの拡充、市民の読書活動の推進 ○公民館学級・講座の拡充 ○出前講座・学習相談の拡充</p>	<p>(1) 人づくり・まちづくりにつながる学習内容の充実 ○時代の変化や地域の課題、市民のニーズに対応した学習機会の提供と充実</p>	<p>・市第2次基本計画(後期計画)の施策に合致させるための訂正(施策と(2)から取組の移動) ・施策の推進に伴う文言の整理</p>
(2)	<p>(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習内容の充実 ○時代の変化や地域の課題に対応し、市民ニーズが高いテーマを学習する機会の提供 ○まちづくりにつながる市民の自主的な学習活動の支援 ○学習の成果が、市民活動団体の育成との活性化につながる社会教育の推進</p>	<p>(2) 学びたいときに学べる学習機会の充実 ○鳥の博物館の教育普及事業の充実 ○図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進 ○公民館学級・講座の充実 ○出前講座・学習相談の充実</p>	<p>・市第2次基本計画(後期計画)の施策に合致させるための訂正(施策と(1)(5)からの施策と取組の移動)</p>
(3)	<p>(3)生涯学習施設の整備・充実</p>	<p>(3)生涯学習施設の整備・充実 ○湖北地区公民館の指定管理者による効果的な維持管理・運営</p>	<p>・事業終了に伴う整理</p>
(4)		<p>(4)市民の自主的な学習活動の支援 (5)社会教育の充実、社会教育推進計画に基づく施策の推進 ○学習の成果が、市民活動団体の育成との活性化と充実につながる社会教育の推進</p>	<p>・市第2次基本計画(後期計画)の施策に合致させるための訂正(取組の削除と(2)への取組の移動)</p>
(5)	<p>重点施策2. 生涯学習体制の整備</p>	<p>重点施策2. 生涯学習体制の充実</p>	<p>・市第2次基本計画(後期計画)の施策に合致させるための訂正</p>
(6)	<p>(1)市民の学習活動を支える体制の整備 ○あびこ楽校協議会事業の推進 ○生涯学習相談体制の整備・充実</p>	<p>(1)市民の学習活動を支える体制の整備 ○あびこ楽校協議会の充実 ○生涯学習相談体制の整備</p>	<p>・文言の整理</p>
(7)	<p>(2)市民の学習を支える人材の確保と活用 ○人材バンクの整備・充実 ○生涯学習ボランティアの育成及び活動の場の整備</p>	<p>(2)市民の学習を支える人材の確保と提供 ○出前講座や人材バンクの充実による活動支援 ○生涯学習ボランティアの育成・活動の場の整備</p>	<p>・文言の整理</p>

平成26年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 II. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

	改定後(26年度)	改定前(25年度)	改定事由
重点施策1. 学校教育の充実			
(1)	(2) 確かな学力の育成 ○主体的な学びを支える学級経営の支援(Q-Uの活用)と指導力の向上 ○全員がわかる、理解できるユニバーサルデザインの視点をもった授業の工夫	(2) 確かな学力の育成 ○主体的な学びを支える学級経営の支援(Q-Uの活用)と指導力の向上	・確かな学力の育成のためには全員がわかる、理解できる授業を展開していくことが不可欠であるため取組を加えた。
(2)	○外国語教育・活動におけるA.L.Tの活用及び指導力の向上	○外国語活動・学習の推進	・H26より、小中一貫カリキュラム推進するため、外国語教育・活動の充実と小中学校の教員の指導力向上が必須であるため加えた。
(3)	(3)教育相談・支援体制の充実 ○外国人・帰国児童生徒への日本語支援体制の整備	(3)教育相談・支援体制の充実	・H25より、日本語指導講師派遣を政策事業として行い、H26より、経常事業に取り入れられるため加えた。
(4)	(4)安心して快適に学べる教育・学習環境の充実 ○学校内の放射線量等の測定と給食食材等の放射性物質検査の 継続	(4)安心して快適に学べる教育・学習環境の充実 ○学校内の放射線量等の測定 と除染の推進 と給食食材等の放射性物質検査の 充実	・除染に関して終了しているため(ホットスポットは除く) ・給食食材については継続とするため
(5)		○「中1ギャップ」の解消や学力向上などに向け、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進	・(6)に小中一貫教育関係をまとめるため移動した。
(6)	(5)信頼される学校づくりの推進・教職員の意識高揚を図る職場環境づくり ○子どもと向き合う時間の確保 ○学校評価の活用と充実 ○きめ細かな情報の発信と保護者、地域への丁寧な説明 ○教職員全員で取り組むモラルアップ委員会の充実	○「信頼される学校づくり」の推進と教職員の意識高揚を図る職場環境づくり	・重点的・継続的な施策項目として既存の1項目から新たに上位に位置づけた。

(7)	<p>(6)小中一貫教育の推進</p> <p>○学力向上や「中1ギャップ」の解消を目指す、9年間を見通した小中一貫教育の推進</p> <p>○小中学校の円滑な接続を重視した中学校区の実態に応じた小中一貫教育の充実</p> <p>○基本方針をもとにした9年間の学びと生活をつなぐカリキュラムの作成</p>		<p>・市、教育委員会の重点施策であり推進を図るため施策を単独とし、独立させた。</p>
重点施策2. 地域に根ざした教育の充実			
(8)	<p>(1)地域全体で学校教育を支えるしくみづくり</p> <p>○地域の教育力を生かす小中一貫教育の推進</p>		<p>・地域の様々な力とともに小中一貫教育推進していくために新設</p>
重点政策3. 子どもの成長・自立への支援			
(9)	<p>(2) 非行防止活動と悩み相談体制の充実</p> <p>○街頭パトロール及びネットパトロール等の実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進</p>	<p>(2) 非行防止活動と悩み相談体制の充実</p> <p>○街頭パトロール及び県のネットパトロール等や青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進</p>	<p>・市でもネットパトロールを実施しているため削除と文言の整理。</p>
(10)	<p>(3)子ども部との連携強化</p> <p>○障がいのある児童生徒の支援体制の充実</p>	<p>(3)子ども部との連携強化</p> <p>○改正児童福祉法による支援体制の再構築</p>	<p>・改正児童福祉法による放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の充実を図るため</p>
(11)	<p>(4)いじめ問題への対応</p> <p>○基本的な方針に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消、その後の子ども達への心のケアやフォローアップなどきめ細かな取組の推進</p>	<p>(4)いじめ問題への対応</p> <p>○いじめの予防、早期発見と解消、その後の子ども達への心のケアやフォローアップなどきめ細かな取組の推進</p>	<p>・いじめ防止対策推進法に沿った基本的な方針を策定する予定であるため</p>

※「ユニバーサルデザイン」の注を加えた

議案第 3 号

我孫子市小中一貫教育基本方針の策定について

我孫子市小中一貫教育基本方針を別冊のとおり定める。

平成 26 年 2 月 25 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 倉部俊治

提案理由

系統性、連続性ある教育活動を実施し、子ども達の「生きる力」の育成を図る小中一貫教育を推進するため「我孫子市小中一貫教育基本方針」を定めるものです。

議案第 4 号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり我孫子市指定文化財に指定する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

市内に所在する重要な文化財として日立精機 2 号墳（我孫子二丁目 1 番 88）を我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

本件の指定については、平成 26 年 2 月 6 日に開催された我孫子市文化財審議会に諮問し、平成 26 年 2 月 6 日付けで答申されました。

我孫子市第15号指定文化財

1 種 別

記念物（史跡）

2 名 称

日立精機2号墳

3 員 数

1基

4 構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質、その他の特徴

前方後円墳

（墳丘の高さ2.5m、全長30m（墳端長）、後円部径18m、前方部幅21m、周溝幅4～5m、周溝深さ50～60cm。くびれ部に横穴式石室を有する。）

5 所 見

別紙調書参照

日立精機 2 号墳に関する調書

1. 種別

記念物（史跡）

2. 名称及び員数

日立精機 2 号墳 1 基

3. 所在地

我孫子二丁目 1 番 8 8

4. 構造及び形式

前方後円墳

5. 年代

7 世紀前葉

6. 所見

（古墳の概要）

日立精機 2 号墳は我孫子市我孫子二丁目 1 番 8 8（我孫子古墳公園内）に所在する古墳で、すでに消滅した 1 号墳と並んで旧日立精機工場内にあったためこのように命名された。利根川水系より開析する谷の最奥部に面した台地先端部を占める。昭和 40（1965）年、東京大学考古学研究室を中心とした発掘調査の結果、墳丘の高さ 2.5 m、全長 30 m（墳端長）、後円部径 18 m、前方部幅 21 m、周溝幅 4～5 m、周溝深さ 50～60 cm で、くびれ部に横穴式石室を有する前方後円墳であることが判明した。後円部径に比して前方部幅が大きく、バチ形に開く特徴的な形態を示す。南に向かって開口する横穴式石室は、玄室部と羨道部からなる。玄室の長さ 2.25 m、幅 1.6 m で、天井石が失われているが奥壁の高さを参考にすると高さ 2.0 m 強となる。ローム層下の泥岩を切り出した構築材は、奥壁は上下 2 段、側壁は復元すると 6 段（最下段は 3 枚、2 段～4 段

は4枚、5段は5枚)を横位に積み上げている。玄室部と羨道部を仕切る玄門は幅1.35m、縦位に構築材を使用している。羨道部は長さ90cmと短く、側壁は6段以上の構築材を横位に積み上げる。羨道部前面には長さ6mの素掘りの通路(羨道の一部と捉えることもできる)があり、前庭部へと通じている。発掘調査時、天井石が失われ開口していたため、石室内の副葬品も失われていた。前庭部前の周溝からは墓前祭祀に使用されたと考えられる須恵器の瓶類が出土しており、日立精機2号墳が少なくとも7世紀前葉に作られて祭祀が行われていたと考えられる。

(古墳の意義)

日立精機2号墳は失われてしまった1号墳とともに、JR常磐線を隔てた南側に展開する根戸船戸古墳群や第四小学校古墳と同時期の古墳であり、古墳時代終末期に我孫子地区に大きな勢力が展開していたことを示す。これは、次代に律令の象徴である郡衙が大きな終末期古墳群を有さない湖北地区に作られることと合わせると興味深い事例となる。

また、我孫子市内には古墳時代前期の水神山古墳(千葉県指定史跡・4世紀後葉)、高野山1号墳(6世紀後葉)、羽黒前古墳(6世紀後葉)、第四小学校古墳(7世紀前葉)などの前方後円墳が築かれたが、開発等によって多くが失われ、現在、前方後円墳としての外観と規模を有しているものは水神山古墳と日立精機2号墳である。平成18年、旧日立精機の撤退とマンション建設により失われる可能性があったが、市と事業者が協議を重ね、都市公園に取り込むことにより古墳を保存し、周溝を明示するなど、古墳として分かりやすくするよう整備を行った。市民にとっても文化財と身近に触れ合う機会となっており、文化財と開発事業が共存をはかることにより、市指定文化財としての価値を高めているといえる。

(古里 節夫)

(参考文献)

「第七節 日立精機構内の古墳 II 日立精機2号墳」『我孫子古墳群』

東京大学考古学研究室 1969

「我孫子古墳群」『千葉県の歴史 資料編 考古2 (弥生・古墳時代)』

千葉県 2003

『我孫子市史 原始・古代・中世篇』

我孫子市教委 2005



日立精機2号墳と周辺の古墳

日立精機2号墳は1号墳とならんで旧日立精機工場内にあった古墳です。昭和40（1965）年、東京大学考古学研究室を中心とした発掘調査の結果、盛り土（墳丘）の高さ2.5m、全長30mで横穴式石室をもつ前方後円墳であることが判明しました。遺体を収めた石室は前方後円墳のくびれ部にあり、南に向かって開口しています。石室はがけ下の粘土をブロック状に切り出したものを積み上げたもので、発掘調査時すでに天井部が失われており、石室内の副葬品も盗掘によって失われていました（石室は風化が著しく、保全のために埋め戻しています）。墳丘の周囲には幅5mほどの濠（周溝）が巡っています。古墳は石室や墳丘の特徴からみて7世紀前葉に作られ、周溝から出土した須恵器からみてその後しばらく祭祀（先祖供養）が続けられたと考えられます。

日立精機2号墳の周辺には2号墳よりやや遅れた1号墳（前方後円墳または前方後方墳）のほか、第四小学校古墳（前方後円墳）、根戸船戸古墳群（6基の前方後円墳とダルマ型墳＝前方後円墳の系譜をひくと考えられ、手賀沼周辺に分布）、白山古墳群（円墳12基。直刀・金銅製耳飾り・玉類などが出土）があります。いずれも7世紀前葉から中葉に位置づけられる古墳時代終末期の古墳で、我孫子地区に古墳造りを進めた王（在地首長）がいたことを示しています。古墳の造られた場所は手賀沼を見下ろす台地の縁辺部、もしくは手賀沼にむかって開く谷津の最奥にあたる台地縁辺部で、かれらが手賀沼と谷津を生産の場とし、権力の源としていたことが考えられます。

日立精機1号墳

日立精機2号墳

JR我孫子駅

第四小学校

第四小学校古墳

白山中学校

根戸船戸古墳群

白山古墳群

手賀沼

2006年 9月 我孫子市教育委員会

